

公益財団法人横浜市消費者協会再雇用職員就業要綱

制 定 平成28年12月20日

最近改正 平成31年 4月 1日

(目的等)

第1条 この要綱は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第9条第1項第2号の規定に基づいて、公益財団法人横浜市消費者協会(以下「協会」という。)の職員を再雇用するに際して適用する採用、勤務時間、報酬その他就業に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 この要綱に定めるもののほか、再雇用職員の就業に関する事項は、労働基準法(昭和22年法律第49号)その他関係法令の定めるところによる。

(再雇用職員の定義)

第2条 この要綱における再雇用職員とは、協会職員就業規程(以下「職員就業規程」という。)第33条第2項の規定に基づき職員定年後の再雇用を希望し、雇用された者をいう。

(雇用)

第3条 再雇用職員の雇用は、職員就業規程第34条(退職)、職員就業規程第35条(解雇)に該当する者、または、職員就業規程第36条(制裁)2-(5)に該当する者は対象としない。

(雇用期間)

第4条 再雇用職員の雇用期間は、職員定年退職の翌日(次年度4月1日)から1年間とする。

2 前項の雇用期間は、業務及び予算の状況並びに当該再雇用職員の能力、実績、取組姿勢、健康状態等を総合的に勘案し、更新することがある。ただし、満65歳に達した日以後における最初の3月31日を超えることはできない。

(採用者の提出書類)

第5条 第3条の規定により再雇用職員として採用された者は、速やかに、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 誓約書

(2) 免許その他の資格を要する場合には、それを証する書類

(3) その他人事管理上必要と認めるもの

2 前項の提出書類の記載事項に異動があったときは、速やかに届け出なければならない。

(人事異動)

第6条 再雇用職員の人事異動の取扱いについては、職員就業規程第6条の規定を準用する。

(服務規律)

第7条 再雇用職員の服務規律の取扱いについては、職員就業規程第7条から第17条の

規定を準用する。

(業務内容等)

第8条 再雇用職員の業務内容は、個別に指定する。

(勤務時間)

第9条 再雇用職員の勤務時間の取扱いについては、職員就業規程第18条から第21条の規定を準用する。

(休暇等)

第10条 再雇用職員の年次休暇及び特別休暇の取扱いについては、職員就業規程第22条から第25条の規定を準用する。

2 定年退職前に付与され取得しなかった年次休暇は、再雇用職員としての採用に際し20日を限度として繰り越すことができる。

(育児休業等及び介護休業等)

第11条 再雇用職員の育児休業等及び介護休業等の取扱いについては、職員就業規程第26条から第28条の規定を準用する。

(報酬等)

第12条 再雇用職員の報酬等の取扱いについては、協会嘱託員就業要綱第51条(同条第1項第2号及び第2項第1号の規定は除く。)から第56条の規定を準用する。

2 報酬額の水準は、職員定年退職日の給料等及び賞与(扶養手当及びその跳ね返し分を除く。)の合計額の半額以上の水準を確保し、常務理事が個別に定める。

3 退職手当の対象とならない。

(退職)

第13条 再雇用職員が次の各号のいずれかに該当する場合、その日をもって退職日とし、翌日に再雇用職員としての身分を失う。

(1) 雇用期間が満了したとき

(2) 自己都合により退職を願い出て、承認があったとき

(3) 死亡したとき

2 前項第2号の規定により退職する場合には、再雇用職員は、退職を希望する日の1月前までに、上司へ文書をもって願い出、承認されなければならない。

(解雇等)

第14条 再雇用職員の解雇、制裁及び解雇制限の取扱いについては、職員就業規程第35条から第37条の規定を準用する。

(表彰)

第15条 再雇用職員の表彰の取扱いについては、職員就業規程第38条の規定を準用する。

(安全及び衛生)

第16条 再雇用職員の安全及び衛生の取扱いについては、職員就業規程第39条から第41条の規定を準用する。

(災害補償)

第17条 再雇用職員の災害補償の取扱いについては、職員就業規程第42条の規定を準用する。

(雇用保険等)

第18条 再雇用職員の雇用保険、厚生年金保険及び健康保険の取扱いについては、職員就業規程第43条から第45条の規定を準用する。

(委任)

第19条 この要綱の実施について必要な事項は、専務理事が定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年1月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。